

種別	番号	題 名	主 管 課
条例	44	姫路市新美化センター整備運営事業者選定委員会条例	環境事業推進室
条例	45	姫路市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	人事課
条例	46	姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	人事課
条例	47	姫路市市税条例の一部を改正する条例	主税課
条例	48	姫路市立夢前福祉センター条例の一部を改正する条例	高齢者政策課
条例	49	姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例	住宅課
条例	50	企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	経営管理課
条例	51	姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	教育委員会事務局総務課
条例	52	姫路市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例	議会事務局調査課
規則	38	姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人事課
規則	39	姫路市立夢前福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則	高齢者政策課
告示	385	姫路文学館の観覧料及び復刻本、図録等販売代金の徴収事務に係る指定公金事務取扱者の指定及び委託について	姫路文学館総務課
告示	386	姫路市国民健康保険料督促状の公示送達について	国民健康保険課
告示	387	道路占用料等の納付に係る指定納付受託者の指定について	デジタル戦略室
公告	371	中播都市計画事業姫路駅周辺土地地区画整理事業の事業計画（第10回変更）について	姫路駅周辺・阿保地区整備課
公告	372	中播都市計画事業姫路駅周辺土地地区画整理事業の設計の概要の変更を表示する図書の写しの縦覧について	姫路駅周辺・阿保地区整備課
公告	373	中播都市計画事業駅南土地地区画整理事業（姫路駅南西地区）の事業計画（第6回変更）について	姫路駅周辺・阿保地区整備課
公告	374	中播都市計画事業駅南土地地区画整理事業（姫路駅南西地区）の設計の概要の変更を表示する図書の写しの縦覧について	姫路駅周辺・阿保地区整備課
公告	375	収容動物の公示について	動物管理センター
公告	376	大手前通りイルミネーションほこみち社会実験ほかにぎわい創出業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について	産業振興課

【 閲覧用 】
 持ち帰り厳禁

姫路市条例第 44 号

令和 7 年 7 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市新美化センター整備運営事業者選定委員会条例を公布する。

姫路市新美化センター整備運営事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 市長の附属機関として、姫路市新美化センター整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、姫路市新美化センター整備運営事業に係る契約候補者（以下「契約候補者」という。）の選定に関する事項について審議し、及び審査し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 団体経営及び財務管理について専門的な知識を有する者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、これを非公開とする。

(意見聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(学識経験者の意見聴取)

第7条 契約候補者の選定を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項の総合評価一般競争入札により行う場合は、会議は、同条第4項及び第5項の規定による学識経験を有する者の意見聴取の手続を兼ねるものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、農林水産環境局において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、市と契約候補者が姫路市新美化センター整備運営事業に係る契約を締結した日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

姫路市条例第 45 号

令和 7 年 7 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

姫路市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

姫路市職員の育児休業等に関する条例（平成4年姫路市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第2項」の次に「（育児休業法第12条及び第19条第6項において準用する場合を含む。）」を加え、「及び第2項の」を「から第3項まで及び第5項の」に改める。

第25条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第26条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第26条第2項中「学校職員勤務時間条例第13条」を「学校職員勤務時間条例第16条」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第26条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当

該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第26条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第26条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第26条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第27条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第27条 育児休業法第19条第6項において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の第 2 6 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

- 3 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年姫路市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 2 条中「、第 2 5 条第 2 号及び第 2 6 条第 1 項」を「及び第 2 5 条第 2 号」に改める。

姫路市条例第 46 号

令和 7 年 7 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 19 年姫路市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の 3 を第 17 条の 4 とする。

第 17 条の 2 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 17 条の 3 とし、第 17 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 17 条の 2 任命権者は、姫路市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年姫路市条例第 1 号）第 28 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 姫路市職員の育児休業等に関する条例第 28 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員

」という。) に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和７年１０月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の第１７条の２第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

姫路市条例第 47 号

令和 7 年 7 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

姫路市市税条例の一部を改正する条例

姫路市市税条例（昭和 25 年姫路市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 11 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 25 条の 5 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 28 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 28 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 28 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 28 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 28 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。

）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第42条の2第1項中「申し出」を「申出」に改め、同条第2項中「当該申し出」を「当該申出」に改める。

附則第15条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第15条の2の2 令和8年4月1日以後に第75条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第75条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第76条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第77条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第75条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻た

ばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第７６条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第７６条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第４２条の２第１項及び第２項の改正規定 公布の日

(2) 第２５条の５、第２８条の２第１項ただし書、第２８条の３の２第１項第３号及び第２８条の３の３第１項の改正規定並びに附則第３条の規定 令和８年１月１日

(3) 附則第１５条の２の次に１条を加える改正規定及び附則第４条の規定 令和８年４月１日

(4) 第１１条及び第１１条の３の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の姫路市市税条例（以下「新条例」という。）第11条の規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第25条の5及び第28条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第28条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の3の2第1項第3号及び第28条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第28条の3の2第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第28条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第28条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の姫路市市税条例（以下「旧条例」という。）第28条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第28条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第28条の3の3第1項の規定は、2号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第28条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第28条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第15条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、姫路市市税条例第75条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第77条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第15条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 姫路市市税条例第77条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第15条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第15条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

姫路市条例第 48 号

令和 7 年 7 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立夢前福祉センター条例の一部を改正する条例を公布する。

姫路市立夢前福祉センター条例の一部を改正する条例

姫路市立夢前福祉センター条例（平成 19 年姫路市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条中「、第 13 条」を削る。

第 24 条第 3 号中「使用料」を「第 27 条第 1 項に規定する利用料金」に改める。

第 27 条を第 28 条とし、第 26 条の次に次の 1 条を加える。

（利用料金）

第 27 条 市長は、第 20 条の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 前項の利用料金の額は、別表第 2 及び別表第 3 に定める使用料並びに規則で定める附属設備及び備品の使用料の範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

3 第 1 項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、使用料に代えて、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

4 指定管理者は、市長の承認を得て指定管理者が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

姫路市条例第 49 号

令和 7 年 7 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例を公布する。

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例

姫路市営住宅管理条例（平成 9 年姫路市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号の表中

「

上野住宅	姫路市花田町小川 5 1 6 番地 1	を
	姫路市花田町小川 5 5 0 番地 1	
	姫路市花田町小川 5 5 1 番地 1	
	姫路市花田町小川 5 7 7 番地 1	
	姫路市花田町高木 2 9 2 番地 1	

」

「

上野住宅	姫路市花田町小川 5 1 6 番地 1	に、
	姫路市花田町小川 5 5 0 番地 1	
	姫路市花田町小川 5 7 7 番地 1	
	姫路市花田町高木 2 9 2 番地 1	

」

「

庄田住宅	姫路市庄田 8 6 番地 1	を
	姫路市北条宮の町 6 3 4 番地	
	姫路市北条宮の町 6 7 2 番地 1	

「			」
	庄田住宅	姫路市庄田 8 6 番地 1 姫路市北条宮の町 6 3 4 番地	に改める。
			」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

姫路市条例第 50 号

令和 7 年 7 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 28 年姫路市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項第 1 号中「勤務時間の」の次に「全部又は」を、「範囲内」の次に「又は 1 年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

姫路市条例第 51 号

令和 7 年 7 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 19 年姫路市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の 3 を第 16 条の 4 とする。

第 16 条の 2 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 16 条の 3 とし、第 16 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 16 条の 2 委員会は、姫路市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年姫路市条例第 1 号）第 28 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 姫路市職員の育児休業等に関する条例第 28 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措

置

2 委員会は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 委員会は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 委員会は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の第16条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

姫路市条例第 52 号

令和 7 年 7 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を公布する。

姫路市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

姫路市議会議員政治倫理条例（平成 24 年姫路市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 議員は、法令を遵守することはもとより、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としてふさわしい品位を保持しなければならない。

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (7) 次に掲げる人権を侵害する行為（以下「人権侵害行為」という。）をしてはならないこと。

ア 人権侵害のおそれがあるハラスメント行為

イ 公職にある者としての発言、インターネットその他の媒体を利用した情報発信による誹謗中傷、風評の流布等の名誉棄損

ウ 人権侵害行為の扇動

エ 第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明その他の人権侵害を助長する行為

第 7 条第 5 項中「で、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告、出席自粛の勧告その他の勧告を審査の結果に明記しようとするときは」を削り、「多数によりこれを決定しなければならない。」を「賛成により、次の各号のいずれかの措置を講じるよう、審査の結果に明記することができる。」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 文書警告

(2) 議場における口頭注意

- (3) 議場における陳謝の勧告
- (4) 役職辞任の勧告
- (5) 出席自粛の勧告
- (6) 議員辞職の勧告
- (7) 前各号に掲げるもののほか、審査会が必要と認める措置

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

姫路市規則第 38 号

令和 7 年 7 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 19 年姫路市規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条の 2 第 2 項中「、勤務時間の始まる時刻から連続し、又は勤務時間の終わる時刻まで連続した」を削る。

第 22 条の 3 第 2 項中「介護時間は、1 日を通じ、勤務時間の始まる時刻から連続し、又は勤務時間の終わる時刻まで連続した 2 時間（」を削り、「部分休業の承認（」を「第 1 号部分休業の承認（」に改め、「ある日」の次に「の介護時間」を加え、「当該 2 時間」を「1 日につき 2 時間」に、「減じた時間）」を「減じた時間」に改める。

第 22 条の 4 第 1 項第 2 号中「部分休業」を「第 1 号部分休業の承認及び育休条例第 26 条の 2 の規定による第 2 号部分休業」に改め、同条第 3 項中「子育て部分休業は、1 日を通じ、勤務時間の始まる時刻から連続し、又は勤務時間の終わる時刻まで連続した 2 時間（」を削り、「勤務しない時間がある日」の次に「の子育て部分休業」を加え、「当該 2 時間」を「1 日につき 2 時間」に、「減じた時間）」を「減じた時間」に改める。

第 25 条の 2 中「の部分休業」を「に規定する第 1 号部分休業」に改める。

第 25 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（3 歳に満たない子を養育する職員に対する情報提供・意向確認等の期間）

第 25 条の 3 条例第 17 条の 2 第 2 項の規則で定める期間は、3 歳に満たない子を
養育する職員の子が 1 歳 11 か月に達する日の翌々日から 2 歳 11 か月に達する日
の翌日までの 1 年間とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

姫路市規則第 39 号

令和 7 年 7 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立夢前福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

姫路市立夢前福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

姫路市立夢前福祉センター条例施行規則（平成 19 年姫路市規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「前項の規定により、」を削る。

第 17 条を第 18 条とし、第 16 条の次に次の 1 条を加える。

（利用料金）

第 17 条 条例第 27 条第 1 項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、第 7 条（見出しを含む。）、第 8 条第 2 項及び第 9 条第 2 項中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

2 条例第 27 条第 5 項に規定する市長が別に定める場合は、第 9 条第 1 項各号に掲げる場合とする。この場合において、同項中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

姫路市告示第 385号

令和 7年 7月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路文学館の観覧料及び復刻本、図録等販売代金の徴収事務に係る
指定公金事務取扱者の指定及び委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、姫路文学館の観覧料及び復刻本、図録等販売代金の徴収事務について下記のとおり公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者を指定し、当該者に公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称
株式会社マインド・サービス
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
姫路市神子岡前一丁目11番11号
- 3 指定公金事務取扱者に指定した日
令和7年（2025年） 7月 1日
- 4 指定公金事務取扱者に指定した期間及び委託期間
令和7年（2025年）7月1日から令和10年（2028年）6月30日まで
- 5 指定公金事務取扱者が取り扱うことができる歳入等の種類
姫路文学館観覧料及び復刻本、図録等の販売代金

姫路市告示第 386号

令和 7年 7月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市国民健康保険料督促状の公示送達について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用される地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記書類を保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

兵庫県姫路市西今宿五丁目9番46号

坂井 清治

2 送達すべき書類

姫路市国民健康保険料督促状

姫路市告示第 387号

令和 7年 7月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

道路占用料等の納付に係る指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、道路占用料等の納付について、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

記

1 指定納付受託者の名称

P a y P a y 株式会社

2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地

東京都千代田区紀尾井町1番3号

3 指定納付受託者に指定をした日

令和7年（2025年）7月1日

4 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入の種類

- (1) 姫路市道路占用料徴収条例（昭和28年姫路市条例第33号）第3条に掲げる
占用料
- (2) 姫路市手数料徴収条例（平成12年姫路市条例第2号）第2条第8号で定める
手数料のうち道路占用許可申請審査手数料

姫路市公告第 371号

令和 7年 7月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

中播都市計画事業姫路駅周辺土地区画整理事業の事業計画（第10
回変更）について

中播都市計画事業姫路駅周辺土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区
画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9
項の規定により、下記のとおり公告する。

記

1 施行者の名称

姫路市

2 事業施行期間

平成元年（1989年）5月30日から令和12年（2030年）3月31日まで

3 施行地区

姫路市久保町字落久保の全部及び久保町の一部

姫路市高尾町字樋ノ元及び字高尾の各全部並びに高尾町の一部

姫路市豆腐町字豆腐町の全部並びに豆腐町字万燈及び字水田の各一部

姫路市南畝町字石橋の全部並びに南畝町字堂ノ元、字大將軍及び南畝町の各一部

姫路市南畝町一丁目の一部

姫路市西駅前町の一部

姫路市朝日町字上芝原、字定旨、字湯ノ坪、字川原ノ西、字北川原及び朝日町の
各全部

姫路市駅前町字ム祢ぎ、字清水町及び字万燈の各全部並びに駅前町字御殿前及び

駅前町の各一部

姫路市東駅前町の一部

姫路市北条口一丁目の一部

姫路市北条口三丁目の一部

姫路市北条口五丁目の一部

姫路市南駅前町の一部

姫路市市之郷字宮西の全部並びに市之郷字西野々、字辻ヶ内及び字高田の各一部

姫路市市之郷町四丁目の一部

姫路市神屋町三丁目の一部

姫路市神屋町六丁目の一部

姫路市神屋町字河原田及び字高木俣の全部

姫路市北条字定旨、字湯ノ坪、字川原ノ西及び字北川原の各一部

姫路市宮西町四丁目の一部

姫路市日出町三丁目の一部

4 土地区画整理事業の名称

中播都市計画事業姫路駅周辺土地区画整理事業

5 事務所の所在地

姫路市安田四丁目 1 番地 姫路市役所

6 事業計画の決定の年月日

平成元年（1989年） 5 月 3 0 日

7 事業計画の変更の年月日

令和 7 年（2025年） 7 月 1 日

姫路市公告第 372号

令和 7年 7月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

中播都市計画事業姫路駅周辺土地区画整理事業の設計の概要の変更
を表示する図書の写しの縦覧について

中播都市計画事業姫路駅周辺土地区画整理事業の事業計画において定めた設計の概要の変更を表示する図書の写しを土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第10項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、下記のとおり公告する。

記

- 1 縦覧場所 姫路市安田四丁目1番地
姫路市都市局市街地整備部姫路駅周辺・阿保地区整備課
- 2 縦覧時間 午前9時00分から午後5時00分まで
ただし、姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）
に定める市の休日は除く。

姫路市公告第 373号

令和 7年 7月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

中播都市計画事業駅南土地区画整理事業（姫路駅南西地区）の事業
計画（第6回変更）について

中播都市計画事業駅南土地区画整理事業（姫路駅南西地区）の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、下記のとおり公告する。

記

1 施行者の名称

姫路市

2 事業施行期間

平成19年（2007年）7月18日から令和10年（2028年）3月31日まで

3 施行地区

姫路市南畝町字道下の全部並びに字石橋、字堂ノ元、字大將軍及び字宮ノ前の各一部

姫路市南畝町一丁目の一部

姫路市延末字挾間の一部

姫路市東延末字君田の全部

4 土地区画整理事業の名称

中播都市計画事業駅南土地区画整理事業（姫路駅南西地区）

5 事務所の所在地

姫路市安田四丁目 1 番地 姫路市役所

6 事業計画の決定の年月日

平成 1 9 年（2007年） 7 月 1 8 日

7 事業計画の変更の年月日

令和 7 年（2025年） 7 月 1 日

姫路市公告第 374号

令和 7年 7月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

中播都市計画事業駅南土地区画整理事業（姫路駅南西地区）の設計
の概要の変更を表示する図書の写しの縦覧について

中播都市計画事業駅南土地区画整理事業（姫路駅南西地区）の事業計画において定めた設計の概要の変更を表示する図書の写しを土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第10項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、下記のとおり公告する。

記

- 1 縦覧場所 姫路市安田四丁目1番地
姫路市都市局市街地整備部姫路駅周辺・阿保地区整備課
- 2 縦覧時間 午前9時00分から午後5時00分まで
ただし、姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）
に定める市の休日は除く。

姫路市長 清 元 秀 泰

収容動物の公示について

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第3項の規定により準用する同条第1項の規定により、下記の動物を収容したので、公示します。

記

収容年月日	収容場所	種類	種別	性別	毛色	体格	特徴	負傷の程度	保管の場所
令和7年 6月27日	姫路市下手野四丁目	犬	ミックス	オス	茶	大	首輪あり（橙色）	なし	動物管理センター

- 1 公示期間は、令和7年 7月 1日から同月 3日までとします。
- 2 公示期間満了後1日以内に引き取らないとき又は引き取る旨の申出のないときは、この動物は処分します。
- 3 収容動物を引き取る場合は、下記の電話番号に連絡の上、収容動物の保管に要した費用及び返還に要する費用を持参してください。
- 4 引取り場所 姫路市東郷町1451番地3 姫路市動物管理センター 電話番号（281）9741

令和 7年 7月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

大手前通りイルミネーションほこみち社会実験ほかにぎわい創出業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

標記の件について、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

大手前通りイルミネーションほこみち社会実験ほかにぎわい創出業務委託

(2) 業務の概要

大阪・関西万博期間も含めた「Himeji大手前通りイルミネーション」を本市への誘客の柱としてにぎわいの創出やまちなかの回遊性を高めるため、歩行者利便増進道路制度（以下「ほこみち」）を活用したイベントを企画、開催するもの。また、今後のさらなるほこみちの利活用の可能性を検討することを目的に現在ほこみち区域に指定していない姫路駅前でも社会実験としてほこみちに準じたイベントを企画、開催し、その効果を測定するもの。

(3) 履行場所

姫路市二階町地内外（幹第1号線：大手前通り）

(4) 業務期間

契約を締結した日から令和8年3月31日まで

(5) 提案上限金額

11,536千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 プロポーザルの実施

- (1) 本件は、大手前通りイルミネーションほこみち社会実験ほかにぎわい創出業務委託公募型プロポーザル募集要項に基づき実施する。

大手前通りイルミネーションほこみち社会実験ほかにぎわい創出業務委託公募型プロポーザル募集要項は、姫路市役所ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031064.html>)

- (2) 担当部署及び連絡先

姫路市観光経済局商工労働部産業振興課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話：079-221-2597